

海難審判所 入札監視委員会 令和3年度定例会議 審議概要

開催日及び場所	書面開催	
委員	委員長	渡辺 務 (弁護士)
	委員	牛嶋 仁 (中央大学法学部 教授)
	委員	重田 麻紀子 (青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授)
審議対象期間	令和2年4月1日～令和3年6月30日	
審議案件	3件	
一般競争入札	3件	1. 海難審判所におけるテレワーク機器(USB型)の導入及び運用支援について
		2. デジタルカラー複合機賃貸借及び保守 9台
		3. 自動車運転業務
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

質 問	回 答
1. 海難審判所におけるテレワーク機器(USB型)の導入及び運用支援について	
<p>入札説明書は5社に配布されているようですが、現実に入札してきたのは1社のみ。 他社が入札してこなかった理由・事情等は分かりませんか。</p>	<p>入札に参加しなかった業者の事情は把握しておりませんが、コロナ渦におけるテレワーク関連機器の需要増が影響した可能性が考えられます。</p>
<p>参考見積書を徴取した2社の金額に開きがあり過ぎると思われませんが、何か理由があるのでしょうか。</p>	<p>参考見積書の内訳を見ますと、保守料金の差が非常に大きくなっていますが、その理由については不明です。</p>
<p>導入後のテレワーク率はどの程度でしょうか。 また、契約期間は3年間ですが、パンデミックが一段落した後、あるいは契約期間後においても、テレワークによる業務の併用等を検討していますでしょうか。</p>	<p>本機器導入により、テレワークにおいて可能となる業務が大幅に増加したことから、テレワーク実施率は7割程度となっております。 また、契約期間終了後も、働き方改革の観点から、テレワークの併用は継続するものと考えております。</p>
<p>入札者は見積書に機器の保守・点検費を含めておらず、最終的に当該見積額より低額で入札していますが(落札率68.4%)、契約書に定められている契約期間中のトラブル対応サービスの質は担保されるのでしょうか。</p>	<p>契約書中「機器の保守」の内容については、受注者により遵守されるものと考えております。</p>
2. デジタルカラー複合機賃貸借及び保守 9台	
<p>5年間の賃貸借契約のようですが、契約金額8,224,080円(消費税を除く)は、いつ、どのように支払われるのでしょうか。契約書上明記されていないようですが。</p>	<p>契約書中「受注者は月ごとに発注者の検査を受け、検査に合格したときは、書面により支払を請求することができる」との内容に基づき、受注者から毎月通知される請求額について銀行振込による支払いを行っております。</p>
<p>契約金額8,224,080円(消費税を除く)は、月の使用予定枚数を前提に金額が決められているようですが、現実の使用枚数が予定枚数を増減した場合、契約金額も増減するのでしょうか。</p>	<p>原則、使用枚数の増減は支払金額のみに反映され、契約金額には反映されませんが、契約金額を超過する使用枚数となった際は、双方協議のうえ、契約金額の変更が必要になると考えられます。</p>
<p>月々の使用枚数(複写枚数)の支払いは、契約書に記載があるとおり別途支払うものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

<p>資料中、令和2年度以降、印刷枚数の削減を実施する旨の記載がありますが、ペーパーレス化以外の観点として、審議案件1のテレワーク導入による書類のデータ化に伴う削減効果は検討されているのでしょうか。</p>	<p>テレワークが本格化する以前の入札であったため検討に入っておりませんでした。テレワーク導入による勤務環境の変化も印刷枚数の削減に資するものであるため、次回入札対象となった際は検討すべきと考えております。</p>
<p>3. 自動車運転業務</p>	
<p>対象を一年度(内)としている理由についてお知らせください。</p>	<p>複数年契約によりコスト減が可能なリース契約等には該当しないため、原則である単年度契約としております。</p>
<p>対象を一年度(内)としている理由について、複数年契約によりコスト減が可能なリース契約等には該当しないため、原則である単年度契約としている理由をいただきました。 上記「コスト減が可能なリース契約等には該当しない」との基準は、 ①国交省の基準でしょうか。 ②その理由をお知らせください。 ③コスト減の内容としては、(ア)複数年契約することによる入札価格低減(1回の入札コスト[人件費等]で複数年の事業を獲得することができるほか、事業の安定性確保も魅力)ほか、行政コストとしては、(イ)入札に係る事務コスト(人件費等)の削減を少なくとも考えることができます。(イ)は、上記基準策定の際に考慮されていますでしょうか。</p>	<p>①平成18年8月に財務大臣から各省各庁の長あてに発せられた「公共調達適正化」(財計第2017号)において、指針が示されています。 ②リース契約について、①の指針では、「複数年にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度にかかる調達についてのみ一般競争入札等を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札等を行い複数年契約を締結するものとする。」とあり、複数年契約とする方が有利であるリース契約の契約方法について定めております。 運転業務委託契約について、複数年契約としない厳密な規定等はございませんが、同契約は各年度でその取扱いに変更が生じる可能性があり、「複数年にわたる期間を前提にしている契約」には該当しないと考えられるため、単年度契約としております。 ③リース契約を締結する際は、複数年を前提として検討を行うため、単年度契約を前提にした事務コストは考慮しておりませんが、同内容の契約を毎年度実施することによる業務量の増加は明らかであると考えられます。</p>
<p>未契約期間となっている令和2年度4月から7月の対応についてお知らせください。</p>	<p>令和2年3月実施の入札が不調となった後、4月の緊急事態宣言発出があったことで、8月までの間、官用車の使用を中止しておりました。</p>
<p>令和2年度の運転実績をお知らせください。</p>	<p>(出車回数・走行キロ数) 令和2年 8月:66回・450キロ 9月:52回・301キロ 10月:68回・553キロ 11月:46回・265キロ 12月:64回・399キロ 令和3年 1月:36回・188キロ 2月:20回・128キロ 3月:47回・351キロ</p>

<p>4. その他</p>	
<p>審議案件以外ですが、指名停止措置の実績に関し、指名停止期間が「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に定める措置基準のうち、最短期間が選択されている場合の理由についてお知らせください。</p>	<p>最短期間が停止期間の基本であり、過去の違反実績や首謀者であるか否か等の要件を加味した上で、最長期間を上限として指名停止期間を決定しています。</p>
<p>指名停止期間が「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に定める措置基準のうち、最短期間が選択されている場合の理由についてお知らせいただきました。</p> <p>この場合、指名停止が抑止効を図るものであるとすれば、指名停止の措置による抑止の実効性が調査により明らかにされている必要があります。そこで、①指名停止の目的、②指名停止の抑止効を評価する調査は、政策評価の一部として、貴所において行われていますでしょうか。</p> <p>現状では、誤解かもしれませんが、指名停止の措置が甘く見えますので、判明しなかった場合の利得が判明した場合の損失より大きいとして行う違法行為を助長しているのではないかと疑問があります。</p> <p>上記調査がない場合でも、同一企業が(理由にかかわらず)指名停止を受ける事例が5年以内にとの程度あるか、お知らせいただければ、ありがたいです。</p>	<p>指名停止措置の対象は、建設工事及び測量等に係る事業者がその大半を占めており、当所の契約対象とならない場合がほとんどとなっております。そのような中、指名停止の抑止効を評価する調査は実施されていないのが実状であり、指名停止期間の妥当性については、判断しかねるところであります。</p> <p>なお、平成28年度～令和2年度の5カ年において、延べ79社に対して指名停止措置を行い、うち複数回の措置を受けたのは、3回が1社、2回が11社となっております。</p>